



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2025 年 2 月 3 日(月)

領収書が無くても 経費になるの？

領収書が無くても経費にはなります

税務署への証明資料という観点からの領収書とは、払った事実を証明するための物ですから、払った事実が証明できれば、いわゆる「領収書」は、無くても良いのです。

そう聞くと「おや？」と思われるでしょうが、皆さんがよく使われる銀行の振込によって金銭等を受領した時には、領収書を作成しない場合がありますよね。なぜ作成しないかと言えば、支払った側から要求されないからです。なぜ支払った側が要求しないのかと言えば、銀行振込の場合は領収書が無くても、その支払の事実は証明できるからです。

ただし、支払った側から要求された場合は領収書を発行しなければなりません。

交通費などはどうするの？

新幹線などは領収書がもらえますが、少額の電車やバスの運賃はまず領収書はもらえません。Suica（スイカ）等の交通系電子マネーはチャージした時に領収書はもらえますが、今では電車やバスだけでなくほとんどの支払いに使えますので、チャージした領収書をもって交通費にはできません。

電車賃やバス代等は日報のようなものに、金額とどこへ行ったのかを記録しておく必

要があるかと思います。

交通系電子マネーは各社利用履歴を閲覧等可能ですが、例えば JR 東日本の Suica の場合はモバイルアプリや会員メニューサイトですと 26 週以内かつ最大 100 件までしか確認できませんから、経費精算や記帳に利用する場合は履歴をこまめに取るように心がけましょう。

お祝いや香典はどうするの？

いわゆる慶弔費ですが、慶弔費については、招待状や礼状を保管しておけば、社会通念上（常識的に）妥当な金額であれば領収書等がなくても、通常支払の事実の証明までは求められません。

また、結婚式やお葬式などに参加する際に、会場への移動や宿泊が必要となった場合は、この交通費や宿泊費も経費として処理が可能です。宿泊費が発生する場合は、きちんと領収書をもらうようにしましょう。



領収書が無くても経費になりますが、いつ・何円・何に使ったかは記録しましょう。